

フリーランス・事業者間取引適正化等法の相談の手引き

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されました。

法の内容によってご相談に対応する機関が異なりますのでご留意をお願いします（裏面参照）

法の適用対象は

発注事業者からフリーランスへの業務委託（事業者間取引）です

フリーランスとは	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者とは	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

取引の適正化に関する相談は

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 禁止行為（1か月以上の業務委託の場合）

公正取引委員会

TEL 03-3581-5479
(フリーランス取引適正化室)



中小企業庁

TEL 03-3501-1669 (取引課)

TEL 048-600-0325
(関東経済産業局 (東京都管轄))



※どちらの機関にもご相談できます

就業環境の整備に関する相談は

- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮(6か月以上の業務委託の場合)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示(6か月以上の業務委託の場合)

フリーランスのかたが発注事業者の法令違反について助言・指導を希望するときは、「**申出**」が必要です。

申出は、申出書の持参・郵送のほか、

オンライン

でも可能です。
まずはホームページをご確認ください



東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 03-6867-0211



フリーランスのかたで
発注事業者との間にすでに
取引上のトラブルがあり
解決を求めたいときは

フリーランス・トラブル110番

弁護士がアドバイスします
TEL 0120-532-110
(9:30~16:30 土日祝日除く)
利用無料



※ 発注事業者のかたがフリーランスとのトラブルの解決を相談したい場合は、法テラス、弁護士会等をご利用ください。フリーランス・トラブル110番は発注事業者のご相談には対応していません。

このリーフレットに関するお問い合わせは

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 03-6867-0211

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階